

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

農林業の営業損害の賠償に関する緊急要求書

平成28年11月15日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事 内堀 雅 雄

JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 大橋 信 夫

福島県森林組合連合会 代表理事長 秋 元 公 夫

福島県畜産振興協会 会長 宗 像 実

福島県商工会連合会 会長 轡 田 倉 治

福島県市長会 会長 相馬市長 立 谷 秀 清

福島県町村会 会長 新地町長 加 藤 憲 郎

農林業の営業損害の賠償に関する緊急要求

原子力発電所事故から5年8ヶ月が経過しようとしているが、本県農業は依然として厳しい状況に置かれており、復興に向け、今後とも息の長い取組みが必要である。

今般、東京電力から、来年1月以降の農林業の営業損害について、素案が示されたところであるが、農林業関係団体から、避難指示区域内では、依然として農地に除染廃棄物が山積みになっているほか、長期間の不耕作による農地の荒廃など営農再開に向けた環境が十分に整っておらず、営農再開には相当な期間を要することを指摘する声が寄せられている。

また、県産農産物等については、事故前と比べ全国的な市場価格との差が依然として大きく、風評の影響が根強く残っている中、風評被害に係る賠償の打ち切りを懸念する声が多く寄せられている。

こうしたことから、素案は本県の農林業の実態を適切に反映しているものとは言えず、受け入れることはできない。

農林業の特性や被害の実情、さらには、農業者や関係団体の意向を十分踏まえた上で、素案を見直し、被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に行うべきである。

よって、農業者が一日も早く生活や事業を再建できるよう次の事項について要求する。

1 素案の見直しについて

- (1) 農林業の営業損害に係る賠償については、避難指示区域内における営農再開には相当な期間を要することや県内では風評の影響も根強く残っていること等から、損害がある限りは賠償を継続すること。
- (2) 農林業の賠償の考え方とともに、本県農林業の厳しい現状を踏まえた営農再開支援や風評払拭のための施策を一体で示し、施策の効果を検証しながら、被害者の生活や事業の再建につながる的確な賠償を行うこと。

2 避難指示区域内における賠償等

- (1) 避難指示区域内においては、営農再開に向けた環境が十分に整っていないことや、避難先等の新しい場所での営農再開には相当な期間を要すること等から、被災地の実情や農林業の特性を十分に踏まえた賠償を行うこと。
- (2) 一括賠償後の取扱いについて、農業者や関係団体の意向を十分に踏まえ、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。また、風評被害以外にも、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。

3 避難指示区域外における賠償等

県内では風評の影響が根強く残っていることや、一括賠償については、その後の具体的な取扱いが示されておらず、賠償の打ち切りが懸念され、現状では現行賠償の継続を求める声が多いことから、農業者や関係団体の意向を十分に踏まえ、確実に賠償を行う観点に立って、素案を見直すこと。

4 賠償金の税制上の取扱い

減収分等に対して支払われる賠償金の税制上の取扱いについては、被災地域全体における税制の在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映したものとすること。